

4.15.2 作業の記録、確認及び記録の保存

(1) 作業の記録

除去等作業の実施者は、作業計画の分担に応じて飛散及びばく露防止措置の内容等を記録しておく必要がある。日々の作業の記録は、当該作業の実施者（主に下請負人）が行い、元請事業者等は当該記録等から計画通り適切な飛散及びばく露防止措置がとられていることの確認を行う。解体等工事の終了後に保存する記録は、元請事業者等及び事業者がそれぞれ必要な項目を取りまとめ、保存する。

作業の記録の実施者、記録事項及び保存期間は表 4.15.1 のとおりである。

表4.15.1 作業の記録の対象者、記録事項及び保存期間

大防法による記録事項	石綿則による記録事項
●法第18条の14、施行規則第16条の4第三号 ・記録の実施者：元請業者、自主施工者及び下請負人 ・保存期間：工事終了後まで保存 ・記録事項 ✓ 特定粉じん排出等作業の実施状況（石綿含有吹付け材の切断等を伴う除去、封じ込め、囲い込み、石綿含有断熱材等の切断等を伴う除去及び封じ込めを行う場合は確認年月日、確認の方法、確認の結果及び確認者の氏名を含む）	●石綿則第35条の2第1項 ・記録の実施者：全ての事業者 ・保存期間：工事終了後 3 年間 ・記録事項 ✓ 作業計画に従って石綿使用建築物等解体等作業を行わせたことについて、写真その他実施状況を確認できる方法により記録する ✓ 当該石綿使用建築物等解体等作業に従事した労働者の氏名及び当該労働者ごとの当該石綿使用建築物等解体等作業に従事した期間 ✓ 周辺作業従事者※の氏名及び当該周辺作業従事者ごとの周辺作業に従事した期間 ※石綿の除去等作業を行っている場所において、他の作業に従事していた者
●法第 18 条の 23 第 2 項、施行規則第 16 条の 16 ・記録の実施者：元請業者又は自主施工者 ・保存期間：工事終了後 3 年間 ・記録事項 ✓ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 ✓ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ✓ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ✓ 特定工事の場所 ✓ 特定粉じん排出等作業の種類及び実施した期間 ✓ 特定粉じん排出等作業の実施状況（次に掲げる事項を含む。） ➢ 元請業者等が、当該特定工事における特定建築材料の除去等の完了後に、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせた年月日、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、その内容を含む。）及び確認を行った者の氏名 ➢ 石綿含有吹付け材等の切断等を伴う作業を行った場合は、負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認（作業の開始前及び中断時並びに始めて作業を行う日の開始後）及び隔離を解く前の特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、その内容を含む。）及び確認した者の氏名	●石綿則第35条 ・記録の実施者：全ての事業者 ・保存期間：従事者が当該作業に従事しなくなった時から 40 年間 ・記録事項（直接石綿の除去等の作業を行った者及び周辺作業従事者が対象） ✓ 労働者の氏名 ✓ 従事した作業の概要（周辺作業従事者は他の者が従事した石綿の除去等作業の概要） ✓ 作業に従事した期間 ✓ 作業に係る事前調査（分析調査を行った場合においては事前調査及び分析調査）の結果の概要 ✓ 上欄の記録の概要 ✓ 保護具等の使用状況（周辺作業従事者のみ） ✓ 石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

具体的な記録事項や記録時期は、対象となる石綿含有建材と作業の方法により異なる。参考例として石綿含有吹付け材の切断等を行う作業における記録事項の例を表 4.15.2～4.15.4 に示す。

作業の実施者は、これらの表を参考に除去作業の開始前、作業中、作業後のそれぞれの工程において、適宜確認に必要な記録を行う。記録事項は、作業の方法を踏まえて適宜加除する。なお、参考例は当該表を記録者自身又は確認者がチェック表として活用することも考慮し、確認欄を設けている。

写真による記録については、撮影場所、撮影日時等が特定できるように記録する必要がある。また、写真その他実施状況を確認できる方法には、動画により記録する方法が含まれる。

下請負人が作業を実施した場合は、除去等作業終了後、速やかに作業の記録を元請業者等に報告する。

(2) 作業が適切に行われたことの確認

解体等工事の元請業者等や事業者は、除去等作業の前・中・後において、適宜、(1) の日々の作業の記録の確認や現場の巡回により作業の状況を把握し、計画どおり適切な飛散・ばく露防止措置がとられていたことの確認を行い、その結果を記録する。

(3) 記録の保存

記録の保存期間は表 4.15.1 に示すとおりである。なお、これらの記録の保存は、電子データで保存することも可能である。